



雲南市防災ハザードマップ

〈吉田・民谷地区〉

「お問い合わせ先」
防災部 防災安全課
TEL:0854-40-1027

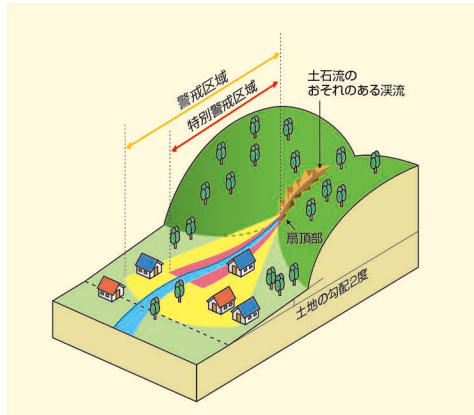


WEBハザード
「このページのお問い合わせ先」
雲南市役所
防災部 防災安全課
TEL:0854-40-1027



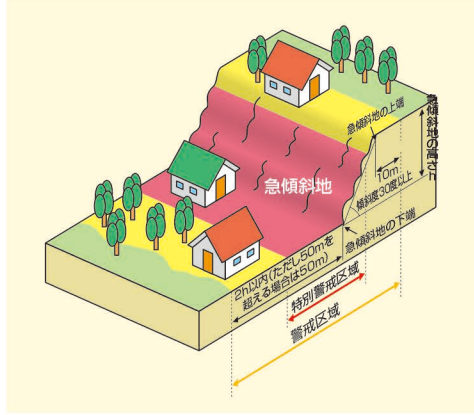
■土石流

たくさん雨が降って、山の中の土と砂や川の底の石が下流（川の下の方）に押し出されること



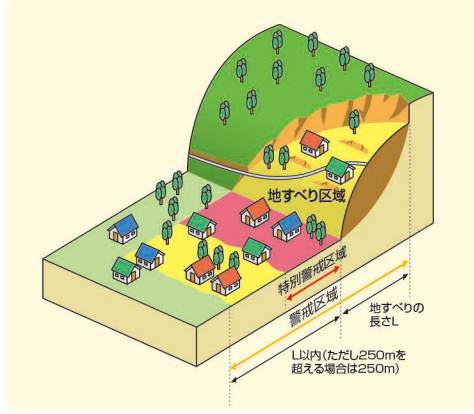
■急傾斜地の崩壊

たくさん雨が降ったことで、山や崖の斜面が急な崩れて落ちること



■地すべり

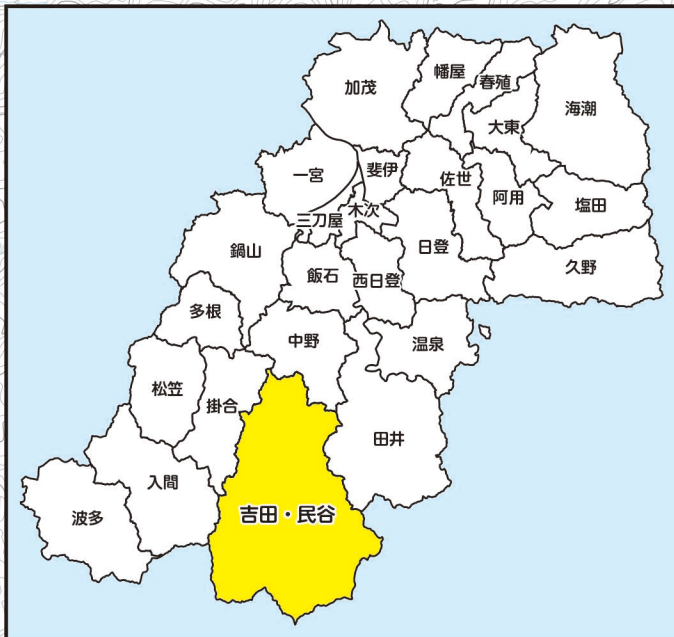
地下の水の影響で、山や崖の斜面が広い範囲にわたってゆっくりとすべり落ちること



市が発令する避難情報等			
警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保（※1）
＜警戒レベル4までに必ず避難＞			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難（※2）	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	注意喚起
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

防災気象情報			
河川氾濫（基準11）	大雨（低地の浸水や、伊勢川以外の氾濫）	土砂災害（がけ崩れや土石流）	
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警戒	レベル5 大雨特別警戒	レベル5 土砂災害特別警戒
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警戒	レベル4 大雨危険警戒	レベル4 土砂災害危険警戒
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警戒	レベル3 大雨警戒	レベル3 土砂災害警戒
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意	レベル2 大雨注意	レベル2 土砂災害注意
警戒レベル1	早期注意情報		



指定緊急避難場所及び指定避難所一覧						
NO	名称	住所	電話番号	指定緊急避難場所	指定避難所	地震 洪水 土砂災害
①	雲南市立吉田小学校	吉田町吉田 1060-1	74-0017	○	○	▲ ▲ ▲
②	吉田交流センター	吉田町吉田 1061-1	74-0219	○	○	▲ ▲ ▲
③	吉田勤労者体育センター	吉田町吉田 1061-2	-	○	○	▲ ▲ ▲
④	雲南市吉田総合センター	吉田町吉田 1066	74-0211	○	○	▲ ▲ ▲
⑤	雲南市吉田健康福祉センター	吉田町吉田 1066	74-0078	○	○	▲ ▲ ▲
⑥	雲南市立吉田中学校	吉田町吉田 1080-4	74-0140	○	○	▲ ▲ ▲
⑦	民谷集落センター	吉田町民谷 918	-	○	○	○ ○ ○
福祉避難所一覧						
NO	名称	住所	電話番号	地震	洪水	土砂災害
①	とちのみ	吉田町吉田 1043-8	74-9811	○	×	▲

※判定 ○適用性あり ×適用性なし ▲開設時安全確認必要
※指定避難所とは、被害を受けた市民や被害を受けるおそれのある市民が避難する場所で、安全性が確保され、かつ避難者を一時収容・保護し、一定期間生活することを想定した施設

《地図の見方》

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

- 浸水が 5.0m 以上
- 浸水が 3.0m～5.0m 未満の区域
- 浸水が 1.0m～3.0m 未満の区域
- 浸水が 0.5m～1.0m 未満の区域
- 浸水が 0.3m～0.5m 未満の区域
- 浸水が 0.3m 未満の区域

土砂災害警戒区域

- 特別警戒区域（レッドゾーン）
- 警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地

- 特別警戒区域（レッドゾーン）
- 警戒区域（イエローゾーン）

土石流

- 特別警戒区域（レッドゾーン）
- 警戒区域（イエローゾーン）

地すべり

- 警戒区域（イエローゾーン）

地図凡例

- 高速自動車道
- 国道
- 県道
- 地区範囲
- 指定緊急避難場所及び指定避難所
- 福祉避難所
- ライブカメラ
- アンダーパス
- 水位観測所
- 市役所
- 支所・出張所
- 警察署・交番・駐在所
- 消防署

この地図は、国土交通省が作成した基本図（1:50,000）を基に、各自治体の承認を得て作成したものである。（承認番号：令和5年11月17日付け第153号）
この地図は、雲南市の承認を得て、雲南市発行の雲南市都市計画図（1:25,000）を使用し、調整したものである。（承認番号：令和5年11月17日付け第153号）
この地図は、雲南市の承認を得て、同市発行の土地利用調整事業計画（1:25,000）を使用し、調整したものである。（令和5年11月17日付け第153号）